

農薬登録保留基準の改正案

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準と水質汚濁に係る農薬登録保留基準の案は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

1. 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準

昭和46年3月農林省告示第346号（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
2 - メチル - 4 - クロロフェノキシ酪酸エチル(別名MCPBエチル)	19 µg / l
テトラクロロイソフタロニトリル(別名TPN)	8.0 µg / l
メチル = (E) - 2 - { 2 - [6 - (2 - シアノフェノキシ)ピリミジン - 4 - イルオキシ]フェニル} - 3 - メトキシアクリラート(別名アゾキシストロピン)	28 µg / l
1 - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - N - ニトロイミダゾリジン - 2 - イリデンアミン(別名イミダクロプリド)	8,500 µg / l
1, 1' - イミノオジ(オクタメチレン)ジグアニジニウム = トリス(アルキルベンゼンスルホナート)(別名イミノクタジンアルベシル酸塩)及び 1, 1' - イミノオジ(オクタメチレン)ジグアニジニウム = トリアセタート(別名イミノクタジン酢酸塩)	1, 1' - イミノオジ(オクタメチレン)ジグアニジニン(別名イミノクタジン)として 2.7 µg / l
(RS) - 1 - メチル - 2 - ニトロ - 3 - (テトラヒドロ - 3 - フリルメチル)グアニジン(別名ジノテフラン)	24,000 µg / l
2 - メチルチオ - 4 - エチルアミノ - 6 - (1, 2 - ジメチルプロピルアミノ) - s - トリアジン(別名ジメタメトリン)	12 µg / l
2 - { 2 - クロロ - 4 - メシル - 3 - [(テトラヒドロフラン - 2 - イルメトキシ)メチル]ベンゾイル}シクロヘキササン - 1, 3 - ジオン(別名テフリルトリオン)	5,300 µg / l

(S) - シアノ - 3 - フェノキシベンジル = (1R, 3S) - 2, 2 - ジメチル - 3 - (1, 2, 2, 2 - テトラブromoエチル)シクロプロパンカルボキシラート (別名トラロメトリン)	0.0063 μg / l
(E) - N - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - N - エチル - N' - メチル - 2 - ニトロピニリデンジアミン (別名ニテンピラム)	9,900 μg / l
1 - アセチル - 1, 2, 3, 4 - テトラヒドロ - 3 - [(3 - ピリジルメチル)アミノ] - 6 - [1, 2, 2, 2 - テトラフルオロ - 1 - (トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン - 2 - オン (別名ピリフルキナゾン)	0.27 μg / l
2 - メチルチオ - 4, 6 - ビス(イソプロピルアミノ) - s - トリアジン (別名プロメトリン)	35 μg / l
1 - (4 - クロロベンジル) - 1 - シクロペンチル - 3 - フェニル尿素 (別名ペンシクロン)	100 μg / l

2. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準

平成18年8月3日以降に登録申請された農薬に適用される基準

昭和46年3月農林省告示第346号（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）第4号の規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準として、下表の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
N - シアノメチル - 4 - (トリフルオロメチル)ニコチンアミド(別名フロニカミド)	0.19mg / l